

2026年4月

お客さま各位

株式会社山梨中央銀行

各種規定の改定について

平素は山梨中央銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊行では手形・小切手機能の全面的な電子化への取組みとして、2026年9月30日を手形・小切手の最終振出期限と設定するとともに、同日をもって他行を支払地とする手形・小切手の入金扱いおよび代金取立の受付けを終了します。

ついては、これに伴い、各種規定を改定します。

今後もよりよいサービスのご提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定の対象となる規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 総合口座取引規定
- (3) 普通預金規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 納税準備預金規定
- (6) 定期預金規定
- (7) 積立定期預金規定
- (8) 通知預金規定（通帳式）（証書式）
- (9) インターネット富士山支店定期預金規定
- (10) 振込規定
- (11) 代金取立規定

2. 主な改定内容

- (1) 他行を支払地とする手形・小切手の入金不可
 - (2) 最終振出日経過後に振出した場合、当座勘定からの支払不可
 - (3) 振出日の記載がない場合の支払いを拒絶することができる 等
- 詳細は、[新旧対照表](#)を参照ください。

3. 改定日

2026年10月1日（木）

以上